

介護老人福祉施設ミノワホーム 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人愛川舜寿会

重 要 事 項 説 明 書

介護老人福祉施設ミノワホームの概要

(1) 名称・所在地

法 人 名 称	社会福祉法人 愛川舜寿会
施 設 名 称	介護老人福祉施設ミノワホーム
所 在 地	神奈川県愛甲郡愛川町角田140-3
介護保険事業所番号	神奈川1471600070号
併設サービス	通所介護(予防)、居宅介護支援 短期入所生活介護(予防)

(2) 施設設備の概要

定 員		62名	静養室	1室
居 室	4人部屋	8室	医務室	1室
	2人部屋	14室	食堂ホール	1室
	1人部屋	2室	機能訓練室	1室
浴 室		一般浴槽、車椅子用浴槽 特殊浴槽	談話コーナー	3コーナー
			車椅子用トイレ	3ヶ所
ボランティア室		1室	相談室	1室
洗濯室、職員休憩室2、会議室、厨房、宿直室、エレベーター 他				

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	1名		1名
医 師		2名	2名
相 談 員	2名		2名
栄 養 士	2名		2名
機能訓練指導員(理学療法士)		1名	1名
介護支援専門員(兼務)	2名		2名
介護職員	19名	14名	33名
看護職員	1名	4名	5名
調 理 員	5名	4名	9名
事務職員	4名	1名	5名

法人理念

- “共 生” (CONVIVIALITY/ コンビビアリティ)・・・多様性を認め合う
 “寛 容” (TOLERANCE/ トレランス)・・・許し、受け入れる
 “自 律” (AUTONOMY/ オートノミー)・・・個を尊重する

(1) “共生=CONVIVIALITY”

哲学者イヴァン・イリイチの「コンヴィヴィアリティ (Conviviality)」という言葉。イリイチがここで唱えている「共生」とは、よく目にする「共に生きる」という、どこかスローガンのようなものではありません。それは、「生きることを共にする」という、横並びの視点かつ、よりニューラルな概念で、「自立共生」とも表現されます。

今日の「共生」という言葉は、共生社会、地域共生、多文化共生など様々に応用されていますが、言葉だけが一人歩きしており、その言葉の根本的な理解が希薄に感じられることがあります。地域で人間と人間とが「生」を「共」にすること、人間と自然とが「生」を「共」にすること、私たちは、それを「共生」という概念で捉え、福祉事業を通じて、多様性を認め合う社会を目指します。

(2) “寛容=TOLERANCE”

経済主導の社会がはらむ危険は、「生産性」や「経済的価値」で人を評価し、人と人が非人間的な関係性をつくり出すことにあるように思います。人は誰しも凸と凹を同居させています。自分に都合の悪いことや弱みを棚に上げる関係性ではなく、棚から下ろして見せ合うこと、凹を埋め合うにはまず弱みの開示と共有が必要です。不寛容な現代社会において、私たちは、寛容性をもって、許し、受け入れる思考を養っていきます。社会福祉や地域づくりにおける人間関係には、“あいまいさ”がつき物です。これは余白とも言えます。もっとやわらかく、包括していくこと・・・、それが必要だと考えています。

ソーシャルインクルージョン＝包括的社会・包含的社会の根底に据えるべきもの、それは、組織の内と外、そのあらゆる場面で、寛容さを出発点として、その存在を受け入れる心のゆとりであると考えています。

(3) “自律=AUTONOMY”

私たちの理念「じりつ…」は介護保険の理念にある自立支援の「自立」ではありません。たとえば、どの大学に行くか、どんな仕事をするかなど、自分で何をするか決める人は、自律的な生き方をしていると言って良いでしょう。一方、両親や先生や周囲の言うなりになって決める人は、他律 (Heteronomy) 的な生き方をしていることになります。

組織人や利用者 (園児) である前に、「個 (その人)」を大切に考え、尊重し合うことで、最善に機能する組織や集団になる、私たちはそのように信じています。そのために、私たちは、個々が「自己を方向づけていく過程」、それが最も意味のある「チームの生成過程」だと考えています。

サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事 朝食 8:00～、昼食 12:00～、夕食 18:00～

③入浴 (一般浴槽の他、介助を要する方には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態により清拭となる場合があります)

④健康管理・看護

⑤介護 (退所時の支援も行います)

⑥機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

⑦相談援助サービス

⑧利用者が選定する特別な食事の提供

⑨理容サービス

⑩リネン交換

⑪その他

☆これらの中には、基本料金とは別に利用料金 (保険外) をいただくものもあります。

サービス提供の記録表

- ① サービス提供については、介護記録システム ケアコラボの「タイムライン」等の所定の欄に必要事項を記載します。
- ② 事業者は、前記「タイムライン」等の記録を作成し、サービス提供の完結後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じ閲覧に供し、その写しを交付します。

苦情受付

提供した指定介護老人福祉施設の介護に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため事務所に相談担当者を置き、また市町村等の調査に協力し、指導又は助言があった場合は速やかに改善するものとする。

事業所窓口	生活相談員	0 4 6 - 2 8 5 - 3 5 3 5
市町村窓口	愛川町高齢介護課介護保険班	0 4 6 - 2 8 5 - 2 1 1 1
国保連窓口	神奈川県国保連介護保険課（苦情専用）	0 5 7 0 - 0 2 2 1 1 0
	介護苦情相談係	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7

協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 嘱託医
たい在宅クリニック（週 1 回）
- ・ 精神科
医療法人社団 青木末次郎記念会 相州病院（月に 2 回）
- ・ 協力歯科医療機関
医療法人社団 報恩会 内田歯科（週 1 回）
- ・ 協力医療機関
医療法人社団 福寿会 愛川北部病院

事故発生時の対応

- ① サービス提供に際し、入所者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して執った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存する
- ③ 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う

従業者の研修

介護職員等従業者の資質向上のため、年間計画を立て、研修の機会を提供するものとする。

秘密の保持

- ① 従業者は業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持する
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする

利用料金表

介護サービス費

○地域区分 5級地 1単位：10.45円

○介護福祉施設サービス費（Ⅰ）従来型個室

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）多床室

○利用者負担割合 「介護保険負担割合証」記載の負担割合による。（保険者発行）

基本サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日（従来型個室）	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位
1日（多床室）	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位
各種加算分					
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	（全利用者）			1日／	36単位
精神科医療養指導加算	（全利用者）			1日／	5単位
看護体制加算（Ⅰ）ロ	（全利用者）			1日／	4単位
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	（全利用者）			1日／	13単位
若年性認知症入所者受入加算	（該当者）			1日／	120単位
初期加算（入所及び入院からの再入所…30日間）	（該当者）			1日／	30単位
退所前訪問相談援助加算	（該当者）			1回／	460単位
退所後訪問相談援助加算	（該当者）			1回／	460単位
退所時相談援助加算	（該当者）			1回／	400単位
退所前連携加算	（該当者）			1回／	500単位
外泊時費用（入院・外泊時に月6日まで）	（該当者）			1日／	246単位
療養食加算	（該当者）			1回／	6単位
栄養マネジメント強化加算	（全利用者）			1日／	11単位
経口移行加算	（該当者）			1日／	28単位
経口維持加算（Ⅰ）	（該当者）			1月／	400単位
経口維持加算（Ⅱ）	（該当者）			1月／	100単位
協力医療機関連携加算	（全利用者）			1月／	50単位
安全対策体制加算（入所時に1回のみ）	（該当者）			1回／	20単位
科学的介護推進体制加算Ⅰ	（全利用者）			1月／	40単位
看取り介護加算 （該当者）	死亡日以前31日以上45日以下			1日／	72単位
	死亡日以前4日以上30日以下			1日／	144単位
	死亡日前日及び前々日			1日／	680単位
	死亡日			1日／	1,280単位
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ） （全入所者）	介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算） ×サービス別加算率（14.0％）＜1単位未満の端数四捨五入＞×10.45 ※介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、 上記額－（上記額×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））				

介護保険の給付対象にならないサービス

食費…食材費、調理費	利用者負担第1段階	1日／	300円
	利用者負担第2段階	1日／	390円
	利用者負担第3段階①	1日／	650円
	利用者負担第3段階②	1日／	1,360円
	利用者負担第4段階	1日／	2,000円
居住費(多床室)	利用者負担第1段階	1日／	0円
	利用者負担第2段階	1日／	430円
	利用者負担第3段階①	1日／	430円
	利用者負担第3段階②	1日／	430円
	利用者負担第4段階	1日／	915円
(従来型個室)	利用者負担第1段階	1日／	380円
	利用者負担第2段階	1日／	480円
	利用者負担第3段階①	1日／	880円
	利用者負担第3段階②	1日／	880円
	利用者負担第4段階	1日／	1,231円
金銭出納管理サービス費		1月／	1,150円
引落手数料		1回／	110円
理容代		1回／	2,500円
入退通院送迎サービス（協力病院以外で送迎した場合）			交通費実費
外出、付き添いサービス（ホーム企画による）	町内	1回／	500円
〃（〃）	町外	1回／	1,000円
希望外出サービス（個人的）		1時間／	800円
特別な食事等（利用者の好みによる出前、外食、行事食等）			実費
特別な行事（旅行等）参加サービス			実費
予防接種インフルエンザ費用等			実費
クラブ活動費（材料代等）			実費
利用者が希望(必要)とする日用品			実費

※外出・外泊・入院等で居室をあけておく場合は、多床室（第1段階）従来型個室（第1～第3段階）の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生いたします

※交通費実費とは交通手段によりバス代実費、電車代実費、タクシー代実費、ガソリン代等（km100円換算）

※介護保険給付外サービスについて経済状況やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります